

## 放射線作業チェックリスト

項目	チェックポイント	良否	改善事項
環境 管 理	設 備 環 境 管 理 ・管理区域が明示されているか。 ・必要のある者以外を管理区域へ立ち入らせていないか。 ・被ばく線量測定用具の装着に関する注意事項を掲示しているか。 ・放射性物質の取り扱い上の注意事項を掲示しているか。 ・事故発生時の応急措置など、健康障害防止に必要な事項を掲示していないか。 ・放射線業務従事者の被ばく限度は守られているか。 ・放射線業務従事者の被ばく線量が、3ヵ月間に3 $\mu$ mを超えていないか。 ・管理区域内随時立ち入り者の被ばく線量が、1年間に1.5 $\mu$ mを超えていないか。 ・緊急作業時における被ばく線量が、12 $\mu$ mを超えていないか。 ・エックス線装置に照射筒またはしぼりが設置されているか。 ・特定エックス線装置使用時に、ろ過板を使用させているか。 ・間接撮影時には所定の措置を講じているか。 ・直接透視時には所定の措置を講じているか。 ・所定の装置・機器に、必要事項を明示した標識を掲示しているか。 ・放射線装置室、しゃへい物、警報装置などは法定事項に適合しているか。 ・放射性物質取り扱い作業室の設置状況や構造などは、法定事項に適合しているか。 ・空気中の放射性物質の濃度は限度以下になっているか。 ・飛来防止設備、放射性物質取り扱い用具などの設置状況は法定事項に適合しているか。 ・放射線に関する測定器を備えつけているか。		
	環境測定等 ・被ばく線量の測定を行っているか。 ・被ばく線量の測定結果を確認しているか。 ・被ばく線量の記録を5年間保存しているか。 ・1ヵ月以内ごとに1回、定期的に外部放射線による線量率を測定し、記録を5年間保存しているか。 ・1ヵ月以内ごとに1回、定期的に空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録を5年間保存しているか。		

## 放射線作業チェックリスト

項目		チェックポイント	良否	改善事項
環境 管理	自主 検査 ・ 点 検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヵ月以内ごとに1回、定期的に透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査を行っているか。</li> <li>・ 6ヵ月以内ごとに1回、定期的に透過写真撮影用ガンマ線照射装置の線源容器のしゃへい能力の異常の有無の自主検査を行っているか。</li> <li>・ 自主検査の記録は3年間保存しているか。</li> <li>・ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の最初の使用時、分解・改造・修理時に点検を行っているか。</li> <li>・ 定期自主検査、点検で異常を認めたときは、補修などの措置を講じているか。</li> <li>・ 放射線源の点検などを行っているか。</li> <li>・ 放射性物質取り扱い作業室内の汚染検査、汚染除去用具の汚染検査、退去者の汚染検査、持ち出し物品の汚染検査などを行っているか。</li> </ul>		
	資格 ・ 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エックス線作業主任者を選任しているか。</li> <li>・ エックス線作業主任者は職務を励行しているか。</li> <li>・ ガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任しているか。</li> <li>・ ガンマ線作業主任者は職務を励行しているか。</li> <li>・ 特別教育を実施しているか。</li> </ul>		
業 管 理	作 業 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エックス線装置、放射性物質装備機器を放射線装置室以外で使用する場合、立ち入り禁止にしているか。</li> <li>・ 放射線源の取り出しには、放射線源送り出し装置を使用しているか。</li> <li>・ 放射性物質がこぼれたときには、汚染拡大防止措置を講じ、汚染を除去しているか。</li> <li>・ 貯蔵施設、排気・排液施設、焼却炉、保管廃棄施設、容器などの使用状況は、法に適合しているか。</li> <li>・ 保護具や作業衣などを使用させているか。</li> <li>・ 保護具、作業衣などの汚染を除去しているか。</li> <li>・ 事故発生時、労働者を退避させるようにしているか。</li> </ul>		
	職 場 巡 視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業点検、定期点検、随時点検は行われているか。</li> <li>・ 職場巡視者は決められているか。</li> <li>・ 巡視記録は保存されているか。</li> <li>・ 前回の巡視で指摘された改善事項は処理されているか。</li> </ul>		
健 康 管 理	健 康 診 断 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の事項に該当した場合、労働者に医師の診察、処置を受けさせているか。</li> <li>・ 雇入れ時、配置替え時の健診は実施されているか。</li> <li>・ 6ヵ月以内ごとに1回の定期健診を実施しているか。</li> <li>・ 健診結果は5年間保存されているか。</li> <li>・ 健診結果を労働基準監督署長に提出しているか。</li> </ul>		